

富士見市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(市長が必要と認める図書)

第1条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。第4条において「省令」という。）第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けている場合 当該確認済証の写し
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
- (3) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項の登録建築物調査機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
- (4) その他市長が必要と認める図書を別に指定した場合 当該指定図書

(申請の取下げ)

第2条 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の規定による変更の認定の申請を取り下げようとする者は、低炭素建築物新築等計画（変更）認定申請取下げ届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第3条 市長は、法第53条第1項の規定による認定又は法第55条第1項の規定による変更の認定をしないときは、認定しない旨の通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(報告)

第4条 法第55条第1項の認定建築主は、次の各号に掲げる場合において、法第56条の規定により低炭素建築物の新築等の状況について報告を求められたときは、当該各号に定める様式により報告しなければならない。

- (1) 法第56条の低炭素建築物の新築等に係る工事が完了した場合 工事完了報告

書（様式第3号）

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 状況報告書（様式第4号）

（取りやめる旨の届出）

第5条 法第56条の低炭素建築物の新築等を取りやめようとする法第55条第1項の認定建築主は、取りやめる旨の届出書（様式第5号）に省令第43条第1項の規定による通知に係る書面（法第55条第1項の変更の認定を受けた者にあつては、省令第46条において準用する省令第43条第1項の規定による通知に係る書面）を添えて市長に提出しなければならない。

（取り消す旨の通知）

第6条 市長は、法第58条の規定により認定を取り消したときは、認定を取り消す旨の通知書（様式第6号）によりその旨を認定建築主に通知するものとする。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。